

重 要 事 項 説 明 書

(介護老人福祉施設・ユニット型)

◎ わたしたち（事業者）の概要は次のとおりです。

事業所名	特別養護老人ホームみやまの里 ユニット型		法人名	社会福祉法人 奴奈川福祉会	
所在地	糸魚川市大字大野 129 番地		電話番号	025-552-8101	
県指定年月日	平成 26 年 4 月 1 日（番号 1571500774 ）			入所定員	30 人
職員の概要	医 師	1 人(非常勤)	管 理 栄 養 士	1 人	
	看 護 職 員	1 人	介護支援専門員	3 人(介護職員兼務)	
	介 護 職 員	19 人	生 活 相 談 員	1 人	
	調 理 員	3 人	夜 勤 職 員	2 人	
主な職種の 勤務体制	看 護 職 員	日勤＝8:30～17:30			
	医 師（非常勤）	月曜日（第 2 週、第 4 週）			
	介 護 職 員	早番＝7:20～16:20 日勤＝8:30～17:30 遅番＝10:00～19:00 夜勤＝17:00～翌 10:00			
施設の概要	敷 地	7173.93 m ²			
	建 物	構 造	鉄筋コンクリート		
		述 べ 床 面 積	1856.54 m ²		
	居 室	30 室（個室 30 室 ）			
	設 備	食堂・リビング	215.44m ² (3室)	一 般 浴 室	53.91m ² (3室)
		特 別 浴 室	39.46 m ²	医 務 室	23.56 m ²
		談話コーナー	2 か所	計	250.43 m ²
協力医療機関	名称〔 糸魚川総合病院 〕 主な診療科目〔 内科・外科・皮膚科・整形外科・眼科 他 〕				
非常災害時の 対 策	消防訓練の実施	年 2 回			
	近隣との協力体制	地元(大野・上刈)地区に防災協力員を配置			
	非 常 災 害 設 備	スプリンクラー	あり	非常通報装置	あり
		非 常 口	7 箇所	漏電火災報知器	あり
		自動火災報知器	あり	非 常 用 電 源	あり
		誘 導 灯	18 箇所	消 火 器	7 器
		ガス漏れ報知器	あり		

◎ わたしたち（事業者）があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、**介護老人福祉施設サービス**です。

「介護老人福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に住んでいただき、そこで居宅における生活への復帰を念頭においたうえで、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をするサービスをいいます（別紙参照）。

2 提供するスタッフ

医 師 … あなたのお身体の診療・診察を担当します（非常勤）。

生活相談員 … あなたの施設での生活全般に関するご相談を担当します。

看護職員 … あなたの療養上のお世話を担当します。

介護職員 … あなたの日常生活上の介護を担当します。

管理栄養士 … あなたの食事の献立づくりや栄養管理、調理の指導を担当します。

介護支援専門員 … あなたの施設における介護などの計画（施設サービス計画）の作成を担当します。

3 提供するサービスの概要

【業務取扱方針】

あなたの心身の状況を踏まえ、施設内の介護支援専門員の作成する「介護保険施設サービス計画」に従い、より自立に向けた生活の向上を目指し、介護保険施設サービスを提供します。

4 利用者負担金等

このサービスを利用するにあたってあなたにご負担していただく料金は、おおむね次の表のとおりです（特に表示のないものは1日の費用）。

なお、この料金は介護保険の法定利用料に基づく金額ですが、介護給付費体系等の改正が行われた場合は、事前に通知のうえ、利用料金等を変更いたします。

料金は単位数に単価（10 円）を乗じたものです。（10 円/単位）

各欄に表示された金額の
1割、2割、もしくは3割
(ただし、所得等により減額の
対象とされた場合は、その額
によります)

(2) 介護保険対象外サービスの料金

サービスの種類	サービスの具体的な内容	あなたの負担額
理 美 容	毎月1回、理容師・美容師の出張サービスがあります。	1回 2,800円
衣 類 の 洗 濯	スーツ等やドライクリーニングなどで業者に取り次ぐ場合。	実費分
余 暇 活 動 等	趣味、余暇活動等に伴う材料費及び指導者への謝礼(特別なものを除き、施設で依頼した指導者への謝礼は施設で負担)。	実費分
特別な食事等	個人の要望による特別な食事の提供。	実費分
健 康 管 理 費	インフルエンザ等の予防接種や健康診断等。	実費分
日用品等の購入	ご要望により、日用品の購入を代行(ただし、口腔ケア用品等の薬局に発注可能な物に限ります)。	実費分
電 気 代	テレビ、電気暖房器等の電気器具の使用をご希望される場合、電気使用料をご負担いただきます。 ただし、医療的に使用が必要なものは対象外とします。	1点につき 1日 30円
そ の 他	個人的な要望、個人の使用及び個人の所有物となる物等の購入や廃棄。	その都度実費

注：医療費については、医療保険制度に従い別途お支払いいただきます

5 サービス利用上の注意事項

- (1) できるだけあなたの希望に合った施設サービス計画を作成し、これにしたがってサービスを提供するようにいたしますが、施設サービス計画などに不満がある場合は、遠慮なくお申し出ください。

(2) 苦情等受付について

- ① 苦情相談窓口設置場所 新潟県糸魚川市大字大野129
特別養護老人ホームみやまの里
電 話 番 号 (025-552-8101)
ファックス (025-552-7821)
苦情受付担当者 生活相談員 堀 口 裕 靖
苦情解決責任者 施 設 長 磯 野 茂
第三者委員 池 原 栄 一 (090-4361-3441)
大 西 順 子 (025-553-1868)

また、ロビーに意見箱を設置しているほか、下記でも苦情を受付けております。

- 糸魚川市市民部福祉事務所 (025-552-1511)
新潟県国民健康保険団体連合会 (025-285-3072)
新潟県福祉サービス運営適正化委員会 (025-281-5609)

- ② 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。

- ア ご利用者や職員からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
イ 苦情にかかる問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
ウ ご利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。

(3) 入院について

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を終了させていただきます。その場合、居宅介護支援事業者の紹介、保健福祉サービスとの調整などを行います。

なお、入院中は医療保険対象となり、入院中のお世話に施設として関わることはできませんので、ご了承ください。

(4) 介護保険施設においては、大勢の利用者がいらっしゃいますので、次の項目について留意してください。

特に禁止事項に再三にわたって違反する行為があった場合は、契約を解除させていただきます場合があります。

来訪・面会	面会時間は感染症の発生状況等に応じて変更がありますので、別途ご説明いたします。
外出・外泊	外出・外泊については事前に職員にご相談ください。
居室・設備器具の使用	施設内の居室などの設備は、本来の使用法に従って使用してください。
喫煙	全館禁煙となっております。
飲酒	ご希望の場合は、健康上の支障がない範囲で可とします(自費)。
迷惑行為	他の方と共同生活する施設です。騒音を立てるなど、他のご利用者の迷惑になる行為はおやめください。 また、従業者に対しても、社会通念上不適切な苦情やハラスメント行為(暴力または乱暴な言動、セクシャルハラスメント等)はおやめください。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者及び職員に対する宗教活動や政治活動は、おやめください。
動物飼育	施設内で個人のペットの飼育はできません。また、面会などの際、同伴される場合は職員にご相談ください。
その他	ご一緒に生活されている皆様が共に、快適な生活を送ることができるよう、ご協力ください。また、健康上の理由等により、居室を変更していただくことがありますので、ご了承ください。

(5) 退所を希望される場合は、できる限り早めに担当の介護支援専門員または生活相談員にご相談ください。

6 緊急時における対応方法

事業者は、ご利用者に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者家族に報告するものとします。

7 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族及び市町村へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故が発生した場合には再発を防ぐための対策を講じます。

8 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は虐待またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備するものとします。
 - ③ 虐待の防止のための介護職員その他の従業者の対する研修を定期的に行うものとします。
 - ④ 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- (2) 事業者は、虐待が発生した場合は、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査に協力するよう努めます。

9 第三者評価受審状況について

- ・ 第三者評価実施の有無 あり
- ・ 実施した年月日 平成 23 年 2 月 17 日
- ・ 実施した評価機関 特定非営利活動法人 ナースネット上越
- ・ 評価結果の開示状況 新潟県のホームページ上での公開は終了していますが、みやまの里園内には提示してあり、いつでも閲覧可能です。

別 紙 業務及びスケジュール一覧

介護保険の給付の対象となるサービス

サービスの種類	サービスの具体的な内容			
食 事	・お食事の時間(おおよそ) 朝食… 7:45～ 昼食…12:00～ 夕食…18:00～ ・献立表は毎週末に翌週分を掲示します。 ・食べることのできないものやアレルギーがある場合は、できる限り対応しますので、遠慮なくお申し出ください。 ・管理栄養士の立てる献立により、あなたの身体の状態にあったバラエティに富んだお食事を提供します。 ・あなたの体調が悪く離床できない場合でも、適温の食事を提供できるよう、配慮します。			
排せつのお世話	・あなたの身体の状態に合わせて適切に排せつのお世話をします。 ・また、排せつの自立について適切に援助します。			
入 浴	・週2回の入浴を行います。 ・状況に応じて清拭も行います。			
整 容	・個人の人格を尊重し、適切な整容が行われるようお手伝いします。			
シーツの交換	・毎週行います。			
洗 濯	・施設が行います。但し、品物によってクリーニングに出した場合は実費をいただきます。			
機 能 訓 練	・あなたの身体の状態に合わせて機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。			
健 康 管 理	・医師による定期的な診察日を設け、あなたの健康管理に努めます。 ・緊急時には、主治医または協力体制をとっている医療機関に責任を持って引き継ぎます。 ・医療機関に通院される時は、職員が付き添います。ただし、必要に応じ、ご家族に受診時の同席をお願いする場合があります。			
協力医療機関の概 要	協力医療機関	糸魚川総合病院	主な診療科目	内 科
娯楽・社会生活上の便宜	・施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション・趣味活動の援助を行います。			
介 護 相 談	・あなたやあなたの家族などからの相談には生活相談員が誠実に応じ、できる限り援助します。			
口 腔 ケ ア	・日々の口腔ケア支援を行います。また、ご希望があれば歯科協力医の往診や歯科検診を受けることができます。			
	歯 科 協 力 医	永野正司（永野歯科・矯正歯科医院）		

サービスの提供に先立って、上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県糸魚川市大字大野129番地

事業者名 社会福祉法人 奴奈川福祉会

代表者職・氏名 理 事 長 本 間 政 一

(説明者職・氏名) 生活相談員 印



上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この重要事項説明書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

(利用者) ご住所

お名前 印

(署名代理人) ご住所

お名前 印

利用者との続柄 ()